

八王子市町会等事務交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会・自治会又はこれらに類する団体（以下「町会等」という。）が行う事務事業に対し、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町会等に対し、事務交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、行政と町会等との連携を推進するとともに、併せて市行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 事務交付金の交付の対象者は、概ね10世帯以上で構成され、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 市内一定地域における住民が、自主的かつ民主的に組織し、運営している団体であること。
- (2) 回覧の回付等区域内の住民相互の連絡、美化、清掃等区域内の環境の整備その他地域住民の福祉の向上を図るための地域的共同活動を現に行っている団体であること。

(交付の対象事業)

第4条 事務交付金は、次の各号に該当する事務事業を対象として交付する。

- (1) 行政連絡事項の周知事務
- (2) 各種募金事務
- (3) 各種調査事務
- (4) その他行政との連携に関する事務

(交付の額及び算定の方法)

第5条 事務交付金の額は、次の各号に掲げる方法により算出した額の合算した額とする。

- (1) 均等割額 1団体につき10,000円
- (2) 世帯割額 基準日において、町会等に加入している世帯数に1世帯につき250円を乗じて得た額
- (3) 基準日の期日や年度途中で町会等を設立又は廃止した場合等の取扱については、別に取扱基準を定める。

(交付の申請等)

第6条 規則第6条第1項に規定する交付申請は、別記第1号様式によるものとする。

(交付の決定)

第7条 規則第7条第2項に規定する通知は、別記第2号様式によるものとする。

(活動報告書の提出)

第8条 町会等は、事業年度終了後、別記第3号様式により市長に報告しなければならない。

(補助金制度の見直し)

第9条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。